

《保険料の計算のしかた》

下の表は、国民健康保険に4人加入している場合で、平成6年中の4人の賦課基準額の合計が158万5,000円、平成7年度の固定資産税額が3万円という世帯の例です。

それぞれ決められた料率をかけ、均等割と平等割を合算して出てきた年間の保険料が21万1,215円。この額の100円未満の端数を切り捨てた21万1,200円が納入金額となります。さらに4月から6月の3か月で、6万3,000円納めていますので、この額を差し引いた残りの14万8,200円を9か月で割ったものが精算後の月額保険料となります。



〈例〉

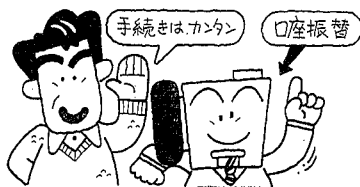
区 分	賦 課 基 準	料 率	算 出 額
所 得 割	1,585,000 円	7.90 %	㊦ 125,215 円
資 産 割	30,000 円	30.00 %	㊩ 9,000 円
均 等 割	4 人	15,000 円	㊧ 60,000 円
平 等 割	1 世 帯 当 たり	17,000 円	㊨ 17,000 円
算 出 年 額 ㊦+㊩+㊧+㊨	条 例 に よ る 減 額 均 等 割 分 平 等 割 分	限 度 超 過 額	異 動 に よ る 調 整 額
㊯ 211,215 円	㊫ ㊬	㊭	㊮ 円
納 入 年 額 ㊯-㊫-㊬-㊭±㊮	前月までに納入すべき額	差引納入額 ㊭-㊮	精 算 後 の 納 入 額 7 月 8 月からの月額
㊱ 211,200 円	㊰ 63,000 円	148,200 円	17,000 円 16,400 円



保険料は納期までに納めましょう

国保は、みなさんが安心して医療をうけられるための制度です。その国保の大切な財源が保険料です。医療費が年々増え続けている現在、保険料がきちんと納められなければ、国保の運営ができなくなってしまいます。保険料は納期までに、きちんと納めましょう。

“つい、うっかり”保険料を納め忘れてしまうことがありますが、こんなことにならないよう簡単に便利な口座振替のご利用を!!



納入通知書
預金通帳
通帳に使っている印かん

申込み方法

市内の金融機関へ
※詳しくは、保健課まで、お気軽にお問い合わせください。
(☎ 24-2111 内線 138・139)

平成7年度

国民健康保険料の料率決定と計算方法

①所得割…賦課基準額 × $\frac{7.90}{100}$ (据置)

②資産割…土地・家屋に
かかる
固定資産税額 × $\frac{30.00}{100}$ (据置)

③均等割…被保険者人数 × 15,000円 (据置)

④平等割…1世帯につき × 17,000円 (据置)

料率の決定にあたっては、平成7年度の医療費を推計したうえで、保険料の賦課割合を考慮するとともに基金の取りくずしを行い、料率を据え置くことで保険料の上昇を抑えることに努めました。

料率は左の表のとおりで、これら①から④までの合計額が今年度の保険料になります。ただし4月から6月までの暫定保険料を差し引いた金額が、今後9ヶ月間で納めていただく額になります。

■保険料率以外の改定

【賦課限度額】…… 520,000円

(6年度 500,000円)
算出年額が52万円を超えたときは、52万円となります。

【基礎控除額】…… 330,000円

(6年度 310,000円)

賦課基準額の求め方

■給与所得の場合
(給与収入額300万円の場合)

収入額 (給与支払額) 300万円	給与所得控除 給与所得 193万5000円	基礎控除33万円 割増控除2万円 賦課基準額 158万5000円
-------------------------	-----------------------------	---

■営業所得の場合
(営業所得100万円、専従者給与がある場合)

営業所得 100万円	+	専従者給与 91万5000円	-	(基礎控除) 33万円	=	賦課基準額 158万5000円
---------------	---	-------------------	---	----------------	---	--------------------

■公的年金等の収入の場合
(年金収入額378万円の場合)
(昭和5年1月1日以前に生まれた人)

収入額 378万円	所得へ換算 208万5000円	基礎控除33万円 + 割増控除17万円 158万5000円
--------------	--------------------	----------------------------------

(必要経費控除額) ※専従者給与があるときは、営業所得にプラスします。(専従者の給与所得はゼロ)

※賦課基準額算定にあたっては、住民税と異なり、所得控除のうち、基礎控除以外の各種控除(配偶者、扶養、老年人、医療費、社会保険料控除など)は適用されません。